

差別のない明るい

Q なぜ、この法律ができたのですか

同和問題（部落差別）が、現在もなお深刻な問題として、存在していることを国が認めたもので、その問題解決が重要であることから法律が成立・施行されました。差別や人権侵害の例としては、インターネット上での差別書き込みや同和地区の暴露、「全国部落調査」復刻版の出版事件等です。

Q どのような法律ですか

国や地方公共団体に同和問題に関する相談体制を充実させるだけでなく、同和問題の解消に向けた教育・啓発活動を行うことが義務づけられています。また、地方公共団体には、国が行う実態調査に協力するように明記されています。

Q 多久市では今後どのようなことを行うのですか

多久市は、平成21年3月に策定した「多久市人権教育・啓発基本方針」に基づき啓発活動を行っています。新たな法律の制定等もふまえ、時代の変化に対応した基本方針への見直しを平成29年度と平成30年度で行い、法律が求める相談体制の充実や教育・啓発活動を行っていきます。

8月は佐賀県同和問題月間

平成28年12月16日

「部落差別の解消の推進に関する

親から子
伝えなならぬ
差別の眼



平成29年度 多久市同和問題啓発ポスター

多久市では、同和問題の解決のため、さまざまな啓発活動を行っています。ぜひご参加ください。

出前講座・企業研修

市では、人権・同和問題の出前講座を行っています。地区の会合や老人クラブの定例会、PTAの集まり、家庭教育学級、サークル活動などの活動の場に、参加者の人数を問わず、希望の場所に出向き話をします。企業で人権・同和問題の研修をされるときにも講師を派遣します。講師料は無料です。ご活用ください。

DVD無料貸し出し

市には、人権・同和問題に関するDVDがあります。希望するDVDがない場合は、県などから借りることもできますので、問い合わせください。



▶問い合わせ 人権・同和対策課 (中央公民館内)

☎75-4824